

鳥取県子どもの読書活動推進委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県子どもの読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第2で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 鳥取県の子どもの読書活動の推進施策に関する事項

(委員)

第3条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長（委員長が定まる前にあつては委員会の庶務を行う所属の長）が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年11月13日から施行する。